

遺留分を請求されないために、増資をしておこう

遺留分の対象となる金額とは？

被相続人：父親
相続人：子供2人（長男と次男）
相続財産：同族会社の全株式（10株のみ）

この前提で被相続人である父親が長男に、同族会社の株式10株を生前に贈与したとします。贈与したときには会社の業績が悪く、10株の評価は100万円であり、贈与税の基礎控除額の110万円以下であることから、贈与税の申告も行いませんでした。

その後、長男が同族会社の代表取締役役に就任して、会社の業績を5年で建て直しました。その直後、父親が他界して、相続が発生したとします。この時点で同族会社の10株の評価は1億円になっていました。

父親が株式を贈与したことで、相続財産はありませんので、次男は何の財産も相続できません。ただし、遺留分を請求できる金額は、相続開始前10年以内に贈与された財産も含めて算定できます。次男の遺留分は4分の1ですが、父親が株式を贈与したときの100万円の評価ではなく、父親が他界したときの1億円の評価を基礎として計算されるのです。つまり、2,500万円を遺留分として長男に請求できます。長男が代表取締役として頑張って会社の利益を上げたことで、遺留分の請求金額が増えてしまうのです。

増資することで、遺留分の金額を下げる

この問題は、そもそも父親が長男に10株の株式を贈与したことに原因があります。生前に贈与ではなく、適正金額（ここでは100万円）で売買しておけば、父親の相続財産は売買により得た現預金100万円のみであり、これを長男と次男の遺産分割の対象にするだけでよく、遺留分でも争うこともなかったのです。

これは債務超過の会社にも当てはまります。債務超過であれば、株式の評価はゼロ円ですので、「この機会に子供に株式を贈与しましょう」という提案もありますが、同じ問題が将来発生する可能性があるのです。そのため、債務超

過の会社の株式であっても、1万円などの価格で売買しておくべきなのです。

では、すでに贈与しており、現時点での長男の所有する株式の評価が1億円の場合にはどうすればよいのでしょうか？

先ほどの事例で言えば、長男が1株1万円で90株を増資するのです。1億円に対して90万円の増資ですので、増資後の評価は1億90万円です。ところが、この同族会社の発行済み株式は100株に増えるため、10株の評価は1,009万円に下がるのです。あくまで次男が遺留分を請求できるのは、父親から長男に贈与された株式に対してだけであり、長男が新たに増資した株式は対象になりません。これで、次男が遺留分を請求できる金額は252万円に下がります。

贈与税はかからないのか？

長男が所有する同族会社の10株の評価が1億円とすると1株当たりの評価は1,000万円です。ここに1株1万円で増資したときに、税務上、何か問題が起こらないかと不安になるかもしれません。ところが、長男が100%の持株比率の会社に低い株価で増資したとしても、自分から自分への贈与ということはありません。税務上は何の問題もないのです。

また、父親が10株のうち7株のみを所有しており、残りの3株は父親の弟（長男から見れば叔父）が所有していることもあります。同様に、父親が7株を長男に生前に贈与して、叔父の3株と合わせて10株の評価が1億とします。このとき、長男が1株1万円で90株を増資すると増資後の長男の持株比率が増えてしまい、叔父から贈与されたとみなされます。この場合には1株1万円ですので、持株比率に応じて、長男が63株（=90株×70%）を、叔父が27株（=90株×30%）を増資すれば、増資後も長男の持株比率は変わらないため、贈与は認定されません。

なお、この対策を行うときの注意点は、「父親の相続が発生する前に増資する必要がある」ことです。

2024年5月 ～お仕事備忘録～

定額減税の実施が始まります。個人住民税の特別徴収も今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きをしておきましょう。

定額減税の実施

所得税および個人住民税の定額減税が実施されます。特に、給与所得者に対する所得税の定額減税は、原則、給与支払者が給与計算時に実施することになり、2024年6月1日以後に支払われる給与等（賞与を含む）の源泉徴収にて減税分の控除を行います。事前に確認した情報に基づき、忘れずに処理を行いましょう。

個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

なお、2024年度は定額減税が実施されます。定額減税の対象者については、給与所得に係る特別徴収は、2024年6月分は徴収されず、2024年7月～2025年5月分において、定額減税後の税額が徴収されます。例年と異なる取扱いとなりますので、ご注意ください。

個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧に教えます！
◎何でも質問OKです！

日程 2023年06月12日(水)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山
申し込みフォーム:

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*5月1日(水)

5月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧ください。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話: 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール: soumu@ideasoken.jp